

# 堂本委員資料

## 平成 29 年 3 月 24 日 再犯防止推進計画等検討会

### 堂本暁子 意見

#### ○実効ある再犯防止計画、地方再犯防止計画の策定に向けて

再犯を防止するには「再犯の防止等の推進に関する法律」に基いて、すべての省庁が連携し、実効性のある再犯防止計画を策定する必要がある。また、法第 4 条 2 項には地方自治体の責務についての規定もあることから、地方自治体と連携・協力し、すべての自治体で地方再犯防止計画を策定することが重要。

その際、地方自治体が再犯防止施策を行うには条例の制定が望ましい。国としてモデル条例を周知するとともに、先駆的に取り組む自治体には条例の制定を支援するなどし、全国の自治体に波及するよう発信していくことが必要。

矯正、更生保護共通でいえることは、予算・職員が絶対的に不足していることである。年間の刑事施設被収容者一人あたりの予算を諸外国と比較してみると、スウェーデンでは 1 5 7 2 万円、ドイツでも 4 9 6 万円（2 0 1 3 年、1 ユーロ 121 円換算）だが、それに対して日本は 3 4 8 万円と非常に少ない。再犯防止に関する法律が成立したこの機会に、充実・強化すべきである。

#### ○就労・住居支援の円滑な実施（矯正施設在所中からの対応）

退所者の社会復帰を円滑に進めるためには、矯正施設在所中に必要な支援策を具体的に把握し、保護観察所や地方自治体など関係機関との連携・協力のもと、可能な限り在所中に「居場所」と「仕事」を確保することが重要。その際、対象者を施設内から退所後の社会で自立し、生活が定着するまで、一貫してフォローする支援体制の流れを構築すること。

なお、構築にあたっては、女子刑務所での地域支援モデル事業の経験を踏まえ、行政の責任者と矯正施設や保護観察所、医療、看護、福祉など専門家が所属する団体との協議の場を設け、都道府県、政令市をはじめ市町村との連携・協力体制の構築と担当責任者を決めることが重要と考える。

#### ○地方自治体と関係機関との連携強化に関するモデル事業の実施

就労・住居支援等の社会復帰支援策を、いくつかの自治体においてモデル事業として実施し、その具体的成果を積極的に広報することにより、他の自治体に対する理解を深め、拡大につなげるべきである。

兵庫県明石市では、警察、検察、刑務所、保護観察所、福祉専門職、弁護士、行政機関等からなる「更生支援ネットワーク会議」を発足させ、モデル事業として更生支援事業に取り組んでいる。その際、自治体におけるモデル事業には

幅広い分野での取り組みが必要であり、関連する省庁は法務省だけでなく、厚労省、国交省、総務省、警察庁、検察庁、裁判所など数多い。自治体のモデル事業が具体的成果をあげるには、柔軟な対応と全省庁的な協力が得られる体制が不可欠である。

## **就労・住居の確保**

【法務省・厚労省・国交省・地方自治体関係】

### ○更生保護施設の充実・強化

- ・必要な数の更生保護施設の確保  
国交省や地方自治体と協力して、公営住宅や空き家を活用すること。
- ・住居及び就業の確保を確実にするためにも、現行の在所期間3ヶ月を1年に延長すること。
- ・継続的に相談業務を実施できる施設としての体制を整えること。特に、カウンセラーなど専門職員を配置すること。
- ・更生保護施設退所後の住居確保のためには地方自治体の協力が必要。
- ・障がい者・薬物依存者・高齢者などに対して、適切な保健医療サービス並びに指導を提供するため、厚生労働省が協力すること。
- ・これらの事業の実施・運営を可能とするための財政措置の充実（法第16条）を図ること。

【法務省・厚労省・国交省・地方自治体関係】

### ○矯正施設に在所中からの迅速な対応

再入受刑者のうち、3ヶ月未満に再犯した者は10%、6ヶ月未満が10%、1年未満が17%、（平成27年矯正統計年報）であり、退所直後からの迅速な支援が求められる。

特に、認知症、高齢者、障がい者など直ちに医療・福祉のサービスが必要と判断される者については、矯正施設に入所中から地方自治体の担当者と連携し、生活保護・養育手帳・障がい者手帳などの申請手続きを行い、退所後直ちに適切なサービスが受けられるようにする。

また、住居の必要な者については、更生保護施設、グループホームなどの福祉施設、その他の住居探しの支援を行う。

【法務省・厚労省関係】

### ○地域生活定着支援センターの増設と機能強化

出所者等に対する福祉サービス提供の調整に当たっている地域生活定着支援センターの機能がますます重要になることから、その体制を強化すること。

## 【検察庁関係】

### ○再犯防止のための入り口支援

現在、検察庁において、起訴猶予、罰金、執行猶予となる高齢者・障がい者・ホームレス・貧困者などに対して、保護観察所や福祉サービス窓口等と連携して、必要に応じて保健医療・福祉サービスなどが受けられるよう支援する取り組み（入り口支援）が行われているが、女子刑務所の現状をみると、福祉的サービスを必要とする受刑者が少なくない。さらなる、積極的な運用が求められる。

## 就労の確保

### 【関係省庁】

・円滑な就労を支援するためには、一部の職業で見受けられる「禁固以上（執行猶予中含む）、罰金」などに処せられたものの資格取得に制限（執行終了後、一定期間資格取得ができない）を緩和・撤廃し、就業を差別したり、認めないことのないよう配慮が必要。見直しを検討すべき。

（例：社会福祉士及び介護福祉士法（欠格事項）：禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者）

### 【厚労省関係】

- ・ハローワーク駐在官の増加。配置できない場合には、矯正施設・保護観察所で受刑者等の求人受付を可能とし、矯正施設等にハローワークへの仲介役を果たさせる。
- ・受刑者が自ら能動的に就労先を探ることができるよう、例えば矯正施設内で就職説明会を実施する、パソコンでハローワーク情報が閲覧できるようにするなど、ハローワークとの更なる連携を強化する。
- ・職業訓練、就労あっせん、職場定着のための公的各種支援策を在所中から始め、出所後も活用させる。

### 【関係省庁】

- ・ソーシャルファームにおける受刑者雇用に優遇措置を設ける。
- ・厚労・農林・国交・経産・中小企業庁・林野庁・水産庁・法務など、就労支援に係る関係諸機関が連携した体制を構築する。また、事業主に対する出所者等雇用の広報・奨励を行う。

### 【法務省関係】

- ・協力雇用主、職親プロジェクトをはじめ、民間協力者の支援をより効果的に成果に結びつける方策を矯正・保護一体となって講じること。
- ・矯正施設等で習得した技能が活かせる就業支援を検討すること。
- ・就労してもその後の定着率は低い。そこで、刑務作業の内容を就労先の職務内容と関連させたり、SST（ソーシャルスキルトレーニング）を導入するなど生活面の指導の充実を図ること。
- ・協力雇用主を増やし就労支援を進めていくには、雇用主が出所者の逃亡や不法行為の責任を負うリスクを軽減し、安心して雇用できるようにすることが重要である。そのため、出所者の身元保証をする第三者機関を設立したり新たな保険システムを創設することを検討すること。

### 【農水省関係】

農林水産業分野においても出所者等の積極的活用を検討すべきである。

## 住居の確保

### 【国交省・地方自治体】

- ・住居の確保に関しては、公営住宅・空き家を活用すること。そのため所管庁である国交省から、地方自治体に対する指導助言を徹底すること。  
特に認知症傾向のある受刑者は増加しているため、出所後の受け皿の確保は喫緊の課題である。公営住宅を改修するなどしてグループホームを設け、身元引受先の確保や施設措置までの間の短期的な居住施設とすることを検討すること。

### 【厚労省】

- ・自立支援ホームの活用  
少年院を退所した少年少女への対応等